

公益信託に財産を拠出した場合における 「租税特別措置法第40条の規定による 承認申請書」の記載のしかた



租税特別措置法第40条では、「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」を規定しています。

この「記載のしかた」は、令和8年4月1日以後、同条の公益法人等の範囲に追加された「公益信託」への財産の拠出について、同条の規定の適用を受けるための承認申請書の記載方法を説明しています。

公益信託以外の公益法人等への寄附につきましては、「公益法人等に財産を寄附した場合における『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」をご覧ください。

また、各種届出等につきましては、「『租税特別措置法第40条の規定による届出等』の記載のしかた」をご覧ください。

(注) 今後、40条通達を改正し、公益信託に財産を拠出した場合における譲渡所得等の非課税の特例の取扱いを明らかにする予定です(国税庁ホームページにおいて公表します。)

また、それを踏まえて、この「記載のしかた」につきましても、40条通達の改正内容や具体的な記載例等を随時追加する予定です。

税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など)を希望される場合は「事前予約制」とさせていただきます。

あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

国 税 庁

法人番号 7000012050002

※この「記載のしかた」において使用している略称は、次のとおりです。

所法	……………	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
相法	……………	相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）
措法	……………	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	……………	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	……………	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
公益信託法	……………	公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）
40条通達	……………	昭和 55 年 4 月 23 日付直資 2－181「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（法令解釈通達）」
基金告示	……………	平成 30 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号

この「記載のしかた」は令和 8 年 4 月 1 日現在に施行されている法令等に基づいて作成しています。

目 次

1 制度の概要

- (1) 一般特例のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 承認特例のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 非課税承認のための申請の手続

- (1) 承認申請書の提出から承認までの流れ・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 提出する承認申請書等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - イ 一般特例の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - ロ 承認特例の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 寄附をした人が共同で申請する場合の手続・・・・・・・・ 11
- (4) 寄附をした人の相続人等が申請する場合の手続・・・・ 11
- (5) 承認申請書を提出した後に寄附をした人が死亡した場合の手続・・・・ 11

3 非課税承認の取消し

- (1) 寄附をした人に対し、所得税が課税される場合・・・・ 12
- (2) 寄附を受けた公益信託の受託者に対し、所得税が課税される場合・・・・ 12